

(電子メール施行)

教特第 1101 号

教高第 1196 号

教体第 1199 号

令和 2 年 5 月 25 日

各 県 立 学 校 長 様

特別支援教育課長

高校教育課長

体育保健課長

部活動の再開時における留意事項について (通知)

これまで、新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の臨時休業にともない、4月7日から部活動が実施できていないことから、生徒たちの基礎体力や技能などの低下傾向が懸念されます。

特に、新入生においては、不慣れな環境の中、とりわけ運動部活動では、昨年の夏に引退していることに加えて、競技経験が浅く、体格・体力面で未熟な面が見受けられることから、事故・けが等の発生率が高くなることが想定されるため、部活動を再開する際には、特段の配慮が必要です。

については、貴校のすべての教職員に対して、「運動部活動の指導について」(令和2年3月23日付け教体第1872号通知)、及び「文化部活動の在り方に関する方針」(平成31年4月5日付け教義第1931号、教特第1695号、教高第2386号通知)を改めて周知するとともに、地域の感染状況等を鑑みて、各校において下記のことについて留意し適切な取組が行われるよう、指導願います。

記

【留意事項】

1 感染拡大防止対策について

「3つの密」を避けることを徹底し、手洗いや咳エチケットの指導を行うとともに、地域の感染の状況や学校の実情を踏まえ、①タオル、コップ等の共用禁止、②共有する用具の消毒、③部室や更衣室等の、少人数、短時間での利用、④活動場所や利用施設における換気の徹底などの感染拡大対策について、教員・部活動指導員(顧問)と生徒が共通理解を図りながら実施すること。あわせて、生徒自ら毎朝の検温などの健康観察を行い、体調不良の場合は必ず自宅で休養するよう指導すること。

2 生徒への心のケアについて

各種大会やコンクール等が中止になったことで、虚脱感を抱いていたり、長期間部活動を実施していないことで、自信を喪失していたり、不安を抱えていたりする生徒がいることが想定される。そのため、再開にあたっては、生徒の様子をよく観察し、対話を重視する指導を行うとともに、熱心に取り組んできた生徒の目線に立ち、生徒の意向や心情に配慮しながら、心のケアに努めること。

3 分散登校における活動について

分散登校時に部活動を実施（平日2日、休日1日の各90分を上限）する場合は、分散登校の趣旨を踏まえて、午前登校の生徒は始業前に、午後登校の生徒は授業終了後の時間帯に実施するなど、できるだけ少人数となるよう実施方法を工夫すること。わざわざ全部員を同一場所に集合させ、活動することがないように、指導内容や指導方法を工夫すること。

※ 朝練習を奨励する趣旨ではありませんので注意願います。

4 活動内容について

県感染症対策本部会議の動向を踏まえ、当面の間、十分な準備運動を行うとともに、体力や技能を段階的に取り戻せるよう、生徒の健康や体調に応じた無理のない練習内容とすること。

また、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動等については、十分な感染症対策を行うこと。特に、屋内で活動する場合は、十分な換気を行い、消毒液の使用等の感染拡大防止のための防護措置を講じ、呼気が激しくなるような運動や、大声をだすような活動は避けること。

5 熱中症への対策について

顧問や生徒が熱中症予防対策を十分理解して活動するとともに、生徒の体力低下の傾向に加えて、これからの時期は、急激な気温上昇により、暑さに慣れていない生徒が熱中症になりやすい環境であることを踏まえ、常に熱中症を想定し、練習内容の変更や通気性のよい服装の着用及び着帽の勧奨について、適切に指示すること。

また、マスクの着用については、気候の状況等により健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合や、運動する際には、マスクをしないよう指導すること。

6 顧問の立ち会いについて

感染予防及び事故防止対策の観点から、生徒の健康維持や、安全の確保のため、部活動の再開にあたっては、原則、顧問（部活動指導員等を含む）が立ち会い、活動状況を把握し、適切に指導すること。

7 体罰・ハラスメントの根絶について

顧問は、長期間練習ができなかったことから、指示した活動ができない、プレーや行動が散漫になっていると感じやすくなる場面で、感情的になり体罰と受けとられる指導になる可能性も想定される。体罰やハラスメント等の不適切行為は、信用失墜行為となるだけでなく、生徒の人格や尊厳を不当に侵害し、生涯にわたって背負っていく大きな傷跡となるため、教育者として対話を重視し、生徒の自主性、個性を尊重した指導に努めること。



(電子メール施行)
教 体 第 1872 号
令 和 2 年 3 月 23 日

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長

運動部活動の指導について（通知）

このことについては、本県が平成 30 年 9 月に策定した教職員・研修資料「いきいき運動部活動（4 訂版）」に基づいてノー部活デー等の取組に対し、日頃より格別の配慮をいただいているところです。

新年度を迎えるにあたっては、特に新生入生が新しい学校生活を始める環境に慣れていないことや、上級生に比べると競技経験が浅く体格・運動能力等に劣る面が多く、そのことによる事故・けが等の発生率が高いことなどから、年度当初については特段の配慮が必要となります。

については、貴校のすべての教職員に対して、下記の事項に留意し安全で望ましい運動部活動の実施について指導願うとともに、「いきいき運動部活動（4 訂版）」を活用のうえ、各校において適切な取組が行われるよう指導願います。

記

1 運動部活動の趣旨

運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的・自発的な参加により、教諭（顧問）をはじめとした関係者の取組や指導のもとに運動やスポーツを行う活動です。

また、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さや組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動です。

2 運動部活動の指導

(1) 「ノー部活デー」等の取組の徹底

勝利至上主義的な考えから「休養日」もほとんどなく、長時間にわたる活動を生徒に強制することは、バランスのとれた生活の確保やスポーツ障害予防の観点から改善を図る必要がある。週当たり 2 日（平日及び土日等の休業日にそれぞれ 1 日）以上の「休養日」を設定し、1 日の活動時間についても、平日 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度とするなど、生徒及び教職員の健康確保及び安全で効果的な部活動運営に努めること。

(2) 生徒の体力や技能の程度に応じた指導

顧問は、生徒が自分の限界、心身への影響などについて十分な知識や技能をもっていないことを前提として、各生徒の発達の段階、体力、習得状況や体調を把握し、計画的に無理のない練習内容になるよう配慮すること。

特に柔道などのコンタクトスポーツは、初歩の段階では、体格や技能の差がある者と対戦させないなど、体力や技能の程度に応じた段階的な指導を行うこと。

(3) 対話を重視した指導

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であることから、生徒自らが意欲をもって取り組めるよう、練習内容（練習メニュー、休憩・水分補給など）について顧問（部活動指導員等を含む）と生徒が協議したり、部活動日誌を活用したりするなど、対話を重視した指導を実施すること。

また、対顧問及び生徒間の人間関係などに配慮し、自他の体調不良などの緊急を要する事項が伝えやすい雰囲気づくりに努めること。

加えて、体罰やハラスメントの不適切行為は、信用失墜行為となるだけでなく、生徒の人格や尊厳を不当に侵害し、生涯にわたって背負っていく大きな傷跡となるため、教育者として毅然とした言動に努めること。

(4) 生徒の自己判断能力の育成

普段から生徒の健康管理について注意喚起を図るとともに、生徒自らが体調の変化に応じて練習を軽減したり中止したりするなど、けがや事故を回避することができる能力を育成し、積極的に自他の安全を確保することができるように指導すること。

(5) 顧問の活動中の立ち会い及び顧問不在時のルールづくり

活動中は顧問が生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則である。しかしながら、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、以下の例示に基づき、幅広く事故発生の可能性を予測し、その予測に基づいた危険回避について具体的な対策を講じること。

ア 他の顧問（同じ場所で活動する顧問も含む）に活動状況の把握や緊急時の対応を依頼するとともに、生徒にもその旨を理解させ、救急時の対応等を実践させる。

イ 事前に顧問と生徒との間で約束された安全・体調面に十分留意した練習内容や方法で活動させる。

ウ 生徒の健康状態や気候の変化に応じて、生徒の判断によって、臨機応変に休憩時間を設けたり、練習メニューを軽減・変更しやすい練習環境となるよう普段から指導する。

(6) 大会等参加にかかる生徒の移動方法

大会や練習試合等で目的地まで移動する場合の移動方法については、原則、公共交通機関を利用すること。

3 事故防止について

(1) 生徒の健康管理

顧問は、運動部活動の練習（試合）前後に個々の生徒の健康観察をすることはもとより、運動部活動が生徒の身体に与える影響を考慮して、練習（試合）中も個々の生徒の健康状態を把握し、生徒の動きや顔色など、変化に応じて柔軟な指導を行うこと。

また、定期考査（長期オフシーズン）明けや体育大会、スポーツ大会などの学校行事を考慮し、その時々々の生徒の健康や体調に応じた無理のない段階的な練習内容にすること。

(2) 熱中症への対策

練習前及び、活動季節や時間帯によっては、必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」に示される環境条件の評価【別添】を参考に、運動の可否を判断すること。

また、顧問や生徒が熱中症予防策を十分理解して運動に取り組むとともに、最近の気候状況を鑑み、暑くなり始める5月頃より熱中症の可能性を予測し、練習内容や通気性のよい服装の着用及び着帽の勧奨について、適切に指示すること。

(3) 用具・練習場の安全点検及び活動における安全管理の徹底

予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全点検を徹底すること。特に新入生については、競技経験が少なく器具などの扱いや活動内容についても不慣れなことから、安全に十分配慮した指導を行うこと。

また、投てき競技や登山等をはじめ、重大な事故に繋がる恐れがある場合は、競技特性を十分に考慮し、事故防止に向けた安全管理を徹底すること。

(4) 重大事故等発生時の対処

すべての教職員が年度当初に学校ごとに定める「危機管理マニュアル」に基づく教職員の対応について再確認するとともに、普段から事前・発生時・事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行い、救急時の役割分担や対応の優先順位を考え、行動できるよう留意する。分かりやすい一次救急医療機関の連絡先が記載されたフロー図等も職員室や体育館などの教職員の目に付きやすい場所に掲示すること。

また、心肺蘇生法、AED使用などの応急処置についても、すべての教職員が熟知し、特に運動部顧問については、確実に実践できるようにすること。

万一、重大事故等が発生した時には、「生命の確保」を最優先に救急搬送などを迅速かつ適切に対応するとともに、家庭及び関係機関に速やかに連絡し、十分に連携を図ること。

加えて、事故後の具体的な対応については、平成28年2月19日付け教体第1744号「運動部活動の指導及び運動部活動中の事故に関する対応について」（通知）の別紙2を参考に、各学校において再度確認し、すべての教職員に対し周知徹底すること。

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃		
31	27	35	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		